

札幌方面東警察署告示第 5 号

道路交通法第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）を受託した者（以下「放置車両確認機関」という。）及び主たる事務所の所在地、放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月26日

札幌方面東警察署長 楠 龍 志

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称  
チュウケイ株式会社
  - (2) 主たる事務所の所在地  
札幌市中央区南1条西8丁目10番3 第28桂和ビル7階
- 2 放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間
  - (1) 区域  
別紙「駐車監視員活動ガイドライン」のとおり
  - (2) 期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間